

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

■これまでの取組

横浜市では1970年代の都市デザイン萌芽期から、魅力的な歩行者空間づくりに取り組んできました。くすのき広場や関内駅南口モールの整備、桜木町駅・関内駅・石川町駅と山下公園を結ぶ都心プロムナードの整備、「馬車道まちづくり協定」や「街づくり協議指針」、「横浜市市街地環境設計制度」の活用による壁面後退等により、ゆとりある歩行者空間の創出を図ってきました。

さらに近年では、山下公園通り地区、日本大通り地区、北仲通地区などのように地区計画により、壁面位置を指定し、ゆとりある歩行者空間づくりに積極的に取り組んでいる地区も見られます。

また、1977年の福祉の都市環境づくり推進指針に基づく誘導に始まり、誰もが日常生活やまちなかでの活動が保障されるよう、公共施設等の整備を促進してきました。1991年には、福祉のまちづくりの観点を盛り込んだ横浜市建築基準条例の改正、1997年には「福祉のまちづくり条例」を制定、2005年「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」（ハートビル条例）の制定など、バリアフリーに取り組んでいます。

■現況

これらの取組の成果として、歩道状空地が整備され、ゆとりある空間が創出されてきていますが、みなとみらい線の開通などにより、来街者が増加しており、歩行者ネットワークの一層の強化が望まれます。また、関内地区の歩行者空間には、次のような課題があります：

- ・歩道状空地の隣地境界部に自動販売機や広告・看板など歩行上の障害となるものが存在したり、また、壁面後退がなされていない敷地もあり、ゆとりある空間が連続していない通りが見受けられます。
- ・歩道と敷地との境界に段差が見られるなど、誰もが楽しめる人に優しい空間が形成されていません。

■目標: 歩行者にとって快適でわかりやすい、魅力ある歩行者空間のネットワークを形成する。

- ゆとりのある連続的な歩行者空間を形成しましょう。
- 誰でもアクセスできる空間づくりを心がけましょう。
- 通りごとに特色ある歩行者空間を創出しましょう。

■得られる効果

- ・歩行者空間への賑わいの連続性を創出するとともに、ゆとりある歩行者空間のネットワークが形成されることにより、関内地区内の各エリアや関内地区周辺とを結ぶ回遊性が、より向上します。
- ・個性ある通りや街区の形成により、建物内に人々を誘引する可能性を広げ、まちの活性化等が期待されます。

関連する制度

- ・日本大通り用途誘導地区地区計画
- ・山下公園通り地区地区計画
- ・北仲通北地区地区計画
- ・北仲通南地区地区計画
- ・山下町本町通り地区地区計画(案)
- ・馬車道まちづくり協定
- ・横浜中華街街づくり協定

壁面を後退させ、歩道状空地等を創出する。ただし、歴史的建造物を保全するなど、市長がやむを得ないと認めるときは、壁面を後退させないことができます。



- 凡例**
- 地区計画による壁面後退
 - 景観計画による壁面後退
 - 壁面線の指定による壁面後退
 - 地区計画の区域
 - 歴史的建造物・土木遺構 (指定文化財、登録文化財、その他の歴史的建造物・土木遺構)



■ 行為指針の達成に向けた考え方

(1) ゆとりある歩行者空間の創出

- ① 行為指針図01で壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地を設ける。
(馬車道に面する敷地は広場状空地とすることができる)



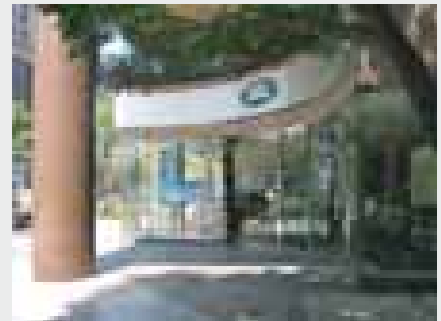
歩道 歩道状空地
〈太田町4丁目〉



〈住吉町5丁目〉
低層部(1,2階)を壁面後退することで、歩行者がゆとりを持って歩ける空間を創出している例

[景観計画(形態意匠8)参照]

- ② 角地において、ゆとりある歩行者空間を創出する。

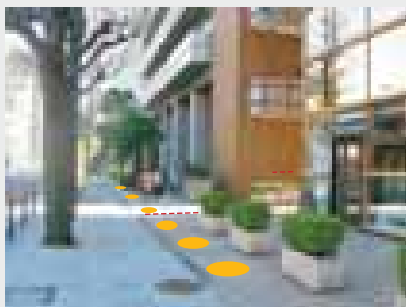
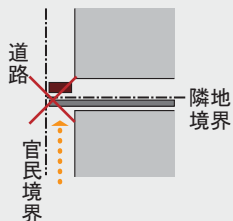


〈日本大通〉

(2) 歩行者空間の設え

- ① 隣地境界部での歩道状空地の連続性を確保する。

- 塀や屋外設備機器、自動販売機、植栽帯など通行の障害となるものを、隣地境界部に設置しない。



〈山下町(本町通り)〉

[景観計画(形態意匠9)参照]

- ② 道路と歩道状空地の間の段差等の障害をなくす。



〈住吉町4丁目〉

[景観計画(形態意匠10)参照]

- ③ 歩道状空地と歩道を一体的にデザインする。

- 【歩道がデザインされている場合】

歩道状空地では、歩道と同様の素材・色調・パターンの舗装を用い、一体的でゆとりある歩行者空間を創出するよう工夫する。



歩道 歩道状空地
〈住吉町4丁目〉

- 歩道状空地と広場状空地を併設する場合には、街路樹やストリートファニチャーの配置や、舗装の素材・色彩・パターンを変えるなどして、歩行者空間と滞留空間に分けるよう工夫する。



歩道 歩道状空地 広場状空地
〈山下町(中華街)〉

※関連：行為指針02-(1)-③/03-(1)-①

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

■これまでの取組

横浜都心部では、これまで歩行者空間の魅力の向上について重点的に取り組んできました。馬車道地区、山下公園通り地区、日本大通り地区など、まちづくり協定や街づくり協議指針の運用を通じて、地元市民と横浜市の協働により、賑わいのある魅力的な街並みを創出してきました。建築物の一階内部での活動の様子が歩道から見えたり、建築物の前面の空間に人が滞留することで、敷地内の活動の様子が歩道からも感じることができることにより、より活気のある街路景観を演出しているのが、関内地区の大きな特徴です。

また、街づくり協議指針等をもとに、主要な通りに面して駐車場やその出入口を配置しないよう誘導し、賑わいの連続性の創出に取り組んできました。

地区計画や特別用途地区を活用した、賑わいを生み出す用途を低層部に誘導する取組も始まっています。

■現況

みなとみらい線の開通や開港の道の整備等により、多くの人々が関内地区を訪れるようになってきました。

そこで、多くの人々が街の賑わいを感じることができるようにする上で、次のような課題があります：

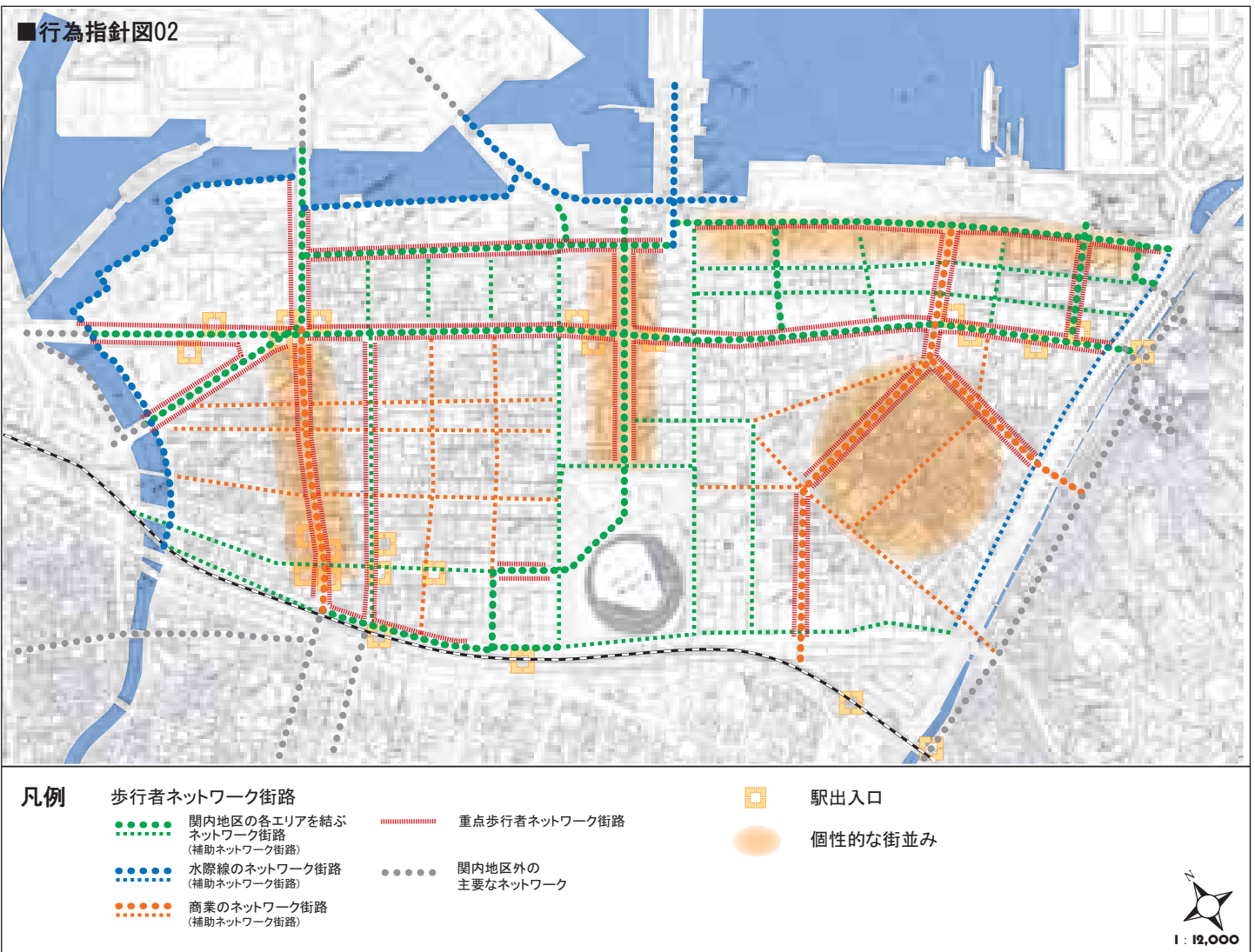
- ・人通りの多い通り沿いの建築物の一階に、住棟玄関が配置されたり、駐輪場や駐車場、またその出入口が配置されることにより、歩行者空間に対して閉鎖的なファサードができ、まちの賑わいの連続性が途絶えています。
- ・敷地内空地が有効に利用されず、空疎な印象を与えるものがあります。また、高層の建築物による圧迫感のある空間が出現しています。

■目標：まちの楽しさや賑わいをつなげ、関内地区の回遊性を高める。

- 歩行者ネットワーク街路の沿道の低層部の設えを工夫し、賑わいを生み出し、その連続性を確保しましょう。
- 街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう、特に配慮が必要な要素を適切に配置、デザインし、歩行者・自動車・自転車と共存できる街を目指しましょう。

■得られる効果

- ・人々が多様な目的で訪れる関内地区において、建築物の外観を開放的にすることによって、室内の活動が見えることは、建物内に人々を誘引する可能性を広げ、まちの活性化等が期待されます。また賑わいが連続することで楽しくまちを回遊でき、来街者の更なる増加も期待されます。
- ・圧迫感や空疎感のない空間を創出することで、気持ちよく関内地区を巡り歩くことができます。



■ 行為指針の達成に向けた考え方

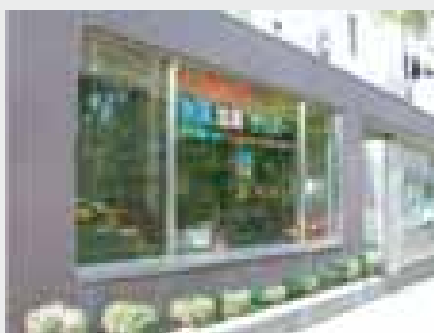
(1) 「歩行者ネットワーク街路」に面する敷地における、低層部の設えの工夫による賑わいの創出

- ① 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する敷地では、通りの賑わいを創出するため、建築物の低層部や空地に、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に「商業のネットワーク街路」に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。



〈弁天通1丁目〉

一階にレストランを配置し、広場状空地と一体的に活用することで賑わいを創出した例



〈常盤町1丁目〉

一階に運動施設を配置し、内部を見ることができるとし、賑わいを創出した例



〈太田町4丁目〉

低層部の意匠を工夫し、賑わいを創出した例

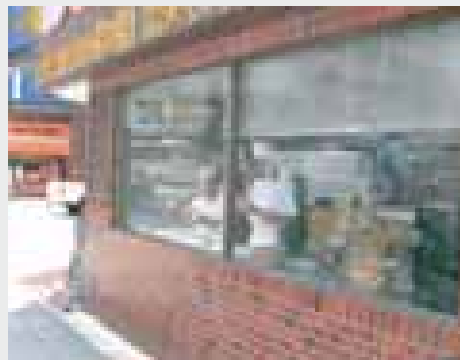
[景観計画(形態意匠3,13)参照]

- ② 「関内地区の各エリアを結ぶネットワーク街路」又は「商業のネットワーク街路」に面する敷地では、建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合、室内の様子がうかがえる形態意匠とする。



〈山下町〉

店舗内が見える開放的なファサードにより、賑わいを創出する形態とした例



〈山下町(中華街)〉

ものづくりの現場の様子が見えるよう店頭をデザインすることによって、賑わいを創出する形態とした例

[景観計画(形態意匠3)参照]

- ③ 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。



〈弁天通1丁目〉

サッシュを開放すると広場状空地と建築物の内部空間を一体的に利用できる設えとし、賑わいを創出した例



〈太田町2丁目〉

入口の脇などの小さな空間を、立看板や植栽等を用いて演出することで賑わいを創出している例

※関連：行為指針01-(2)-③/03-(1)-①

※歩行者の通行の妨げにならないよう、歩道又は歩道状空地内には配置しない。

(2) 「歩行者ネットワーク街」に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザイン

① 住宅用途を設ける場合、通りの賑わいを分断しないようにするため、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

- 住棟玄関やゴミ置き場等賑わいの連続性を阻害する要素は、「歩行者ネットワーク街路」に直接面しない位置に配置する。
- 「歩行者ネットワーク街路」のみに接する敷地などやむを得ない場合は、遮蔽するなどして賑わいの連続性を阻害しないよう工夫する。

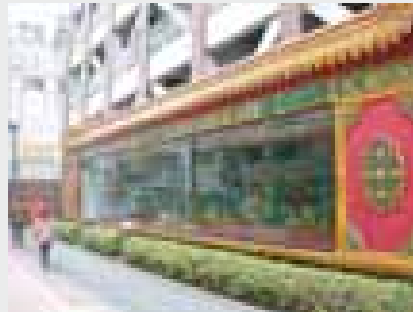


〈山下町(本町通り)〉
住棟玄関を「歩行者ネットワーク街路」に直接面しない位置に配置した例

[景観計画(形態意匠2,4,12,14)参照]

② 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないように配置、デザインする。

- 駐車場や駐輪場を植栽で遮蔽したり、建築物の外壁で囲むなどして、駐車している車両を歩行者空間に対して露出させない。
- 立体駐車場の一階に店舗や展示スペースを入れるなどして、賑わいの連続性を確保する。
- 立体駐車場の形態や色彩に配慮し、街並みの形成に貢献する。



〈山下町(中華街)〉



〈山下町(山下公園通り)〉

[景観計画(形態意匠5,15)参照]

③ 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

- 出入口を一箇所に集約して出入口の面積を最小限にし、設えを工夫するなどして、賑わいの連続性と歩行者の安全性を確保する。
- 特に行為指針02で指定された「重点歩行者ネットワーク街路」に面する敷地の場合、同街路のみに接する敷地などやむを得ない場合を除き、同街路に面する位置への駐車場の出入口等の設置は避ける。

【つくり方の工夫の例】

- ・ 出入口は開閉式にし、空疎な雰囲気を通りに出さない。
- ・ 出入口付近に低木の植栽を設けるなどして、視認性を高めつつ潤いを創出するなど



[景観計画(形態意匠1,6,11,16)参照]

④ 商業・業務用途を設ける場合、短時間利用のための駐輪スペースを確保する。また、賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。

■これまでの取組

横浜市では、「横浜市市街地環境設計制度」によって公開空地の設置を誘導し、ゆとりある歩行者空間の形成や広場の創出を図ってきました。
 また山下公園通り沿いにおいては、神奈川県民ホールと産業貿易センターの二つの敷地で連携して「ペア広場」を創出し、港を望めるゆとりある広場状空地を創出してきました。

■現況

創出された広場状空地は、緑化等により潤いがあり、少し休める場が提供されるなどして、利用者にとって快適な空間が提供されています。山下公園通り沿いには、港や山下公園などを望める位置に配置された広場状空地が、オープンカフェとして利用されている例があります。また、これら以外にも、モニュメント等が設置され、歩行者や休憩している人を楽しませている広場状空地も見られます。

しかし、次のような課題も見受けられます：

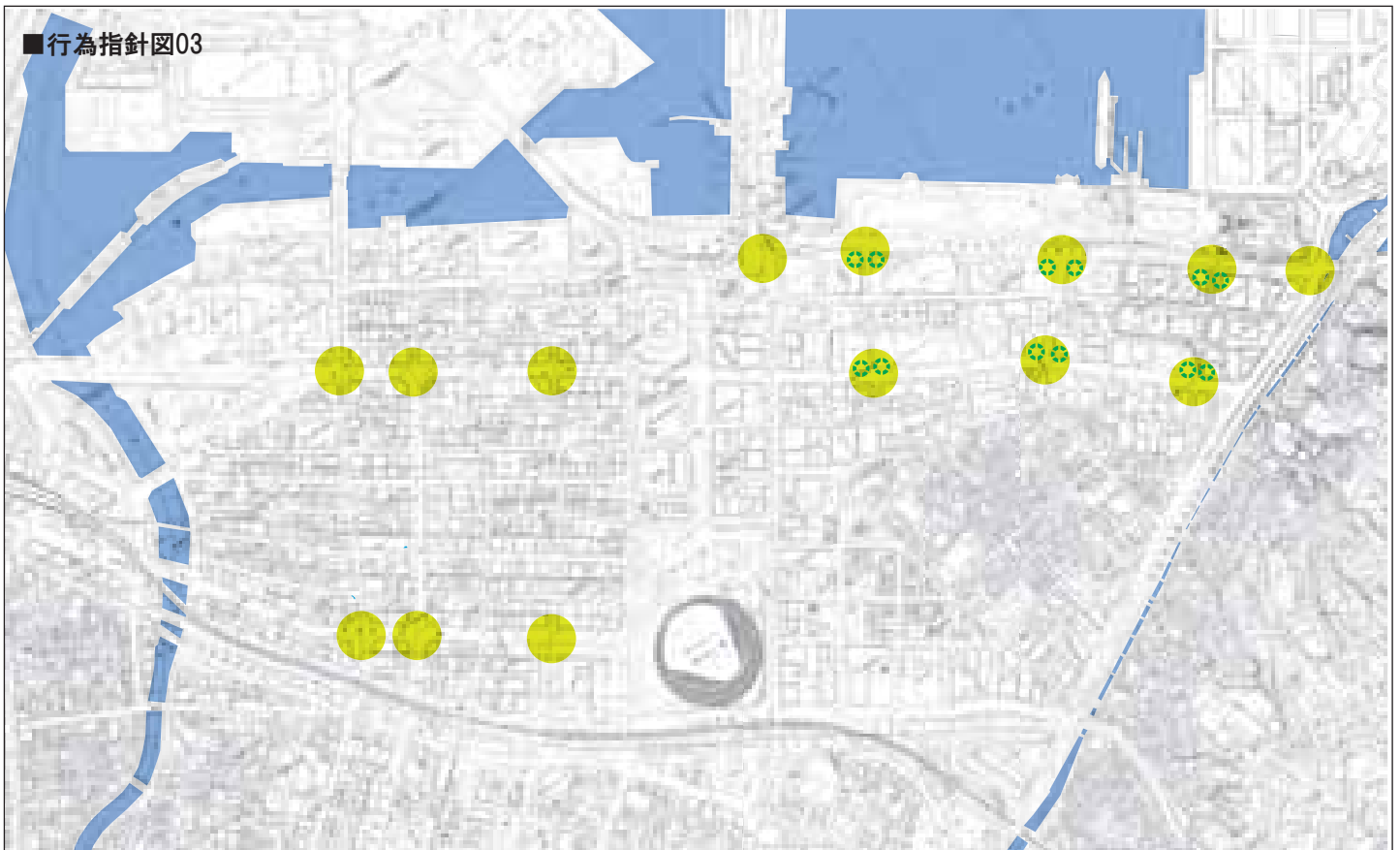
- ・広場状空地の中には、実際には駐輪に利用されたり、何も利用されず賑わいの創出を阻害しているものなど、快適な空間になっていないものがあります。
- ・港や川に面している敷地の特性を十分に活かしていない広場状空地が見受けられます。
- ・大規模開発では、就業者、都心居住者、観光客などが積極的に利用できる快適な広場状空地の創出が期待されます。

■目標： 関内地区に人々が自由に集い交流できる、「賑わい」「憩い」「楽しみ」のある空間を創出する。

- 誰でも気軽に憩え、楽しめ、人々が滞留し交流することで賑わいを生み出すような広場状空地を創出しましょう。
- 港や川に面する位置などに広場状空地を積極的に創出しましょう。
- 敷地内・建築物内に通り抜けられる通路状空地を提供し、新しい回遊ルートを創出しましょう。

■得られる効果

- ・歩行者ネットワーク街路沿いに快適な広場状空地が創出されることで、観光客や都心居住者、就業者などが滞留し、賑わいが生まれ、回遊性も高まります。それにより歩行者が増加し、商業・観光・文化施設等の建築物内に人々を誘引する可能性を上げ、まちの活性化も期待されます。



■行為指針図03

凡例

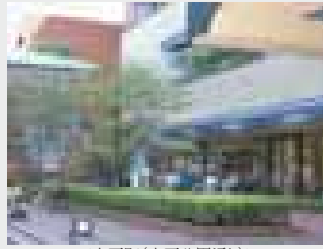
- 広場状空地の設置が求められる位置
- ゆとりある交差点の創出



■ 行為指針の達成に向けた考え方

(1) 誰でも気軽に利用できる場の提供

- ① 行為指針図03で「広場状空地の設置が求められる位置」では、建築物の前面に人々が滞留できるよう広場状空地を配置し、低層部や外構をデザインする。



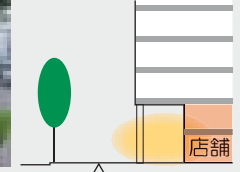
〈山下町(山下公園通り)〉

建築物の1階部分と連なる屋外の飲食スペースを創出した例



〈山下町(本町通り)〉

建築物の1・2階部分に柱廊風の外部空間を設け、滞留空間を創出した例

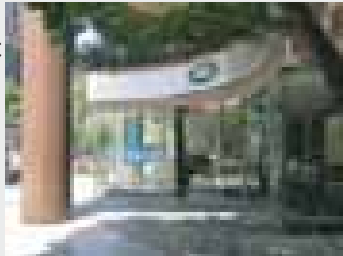


※関連: 行為指針01-(2)-③/02-(1)-③

[景観計画(形態意匠, 1)参照]

- ② ゆとりある交差点を創出する。

- 「ゆとりある交差点の創出が求められる敷地」では角地に広場状空地を設けるなど工夫する。

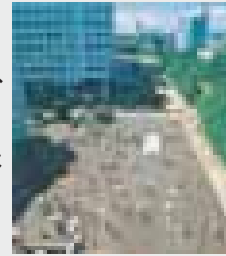


〈日本大通〉

角地に広場状空地を設け、ゆとりある交差点を創出している例

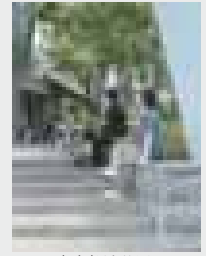
- ③ 街角に休め、憩える場を創出する。

- 噴水や植栽等潤いを与える要素を取入れたり、木陰にベンチを設置するなど、街角に気軽に休める場を創出するよう工夫する。



〈山下町(山下公園通り)〉

階段状の広場による座れる場・演じる場を創出している例



〈東京都渋谷区〉

植込みの縁を座ることができるスケールで設えた例

- ④ 歴史的建造物や港などを望める位置に、憩える場を創出する。



〈海岸通3丁目〉

- ⑤ 屋内外の広場状空地にモニュメントなどを展示する。



〈山下町(山下公園通り)〉

(2) 敷地内に新しい回遊ルートの創出

- ① 敷地内や屋内に、通り抜けが出来る敷地内空地を創出し、新しい回遊ルートを創造する。

- 通り抜けができる通路沿いに店舗などの賑わい用途や憩える場を設置するなど賑わいを創出する工夫をする。



〈東京都千代田区〉



〈山下町(本町通り)〉

(3) バス停付近におけるゆとりある空間の創出

- ① バス停や鉄道駅付近の敷地において広場状空地を創出し、ゆとりある空間を創出する。



〈日本大通〉

■これまでの取組

横浜市では、蒔田公園から横浜公園、日本大通り、山下公園までの約2.5kmの緑の軸線の形成に取り組んできました。その成果として、公園をはじめ、くすのき広場や日本大通りなどの街路空間の整備など、公共空間の緑化が図られました。また、「横浜市市街地環境設計制度」を活用し、敷地内でも公開空地が創出され、その空間の緑化も進められてきました。

また、港や内水域において、山下公園、自動車プロムナード、大岡川プロムナード、新港地区などの水際の歩行者空間や公園の整備により、親水性の高い潤いのある環境を創出してきました。

■現況

バイスターズ通りや弁天通りなどでは、歩道の拡幅に伴って植栽スペースを設け、緑のネットワークが広がりつつあり、関内地区全体として、公共空間には街路樹や植栽が豊富にあります。

ナショナルアートパーク構想に基づき、今後は象の鼻地区や山下埠頭も、水際の公共空間として整備が予定されています。北仲通北地区は、地区計画で水際線プロムナードの整備が定められています。港や内水域に面する水際の歩行者ネットワークが形成されつつあります。

しかし、次のような課題も見受けられます：

- ・街路樹を植えられる程十分な幅員のない通りもあるため、潤いのある歩行者空間のネットワークを形成するには、敷地内の緑化にも取り組んでいくことが望めます。
- ・道路や建築物による蓄熱、人口増加による排熱量の増加により都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象が問題となっています。

また、新たな景観的魅力の創出につながる、次のような潜在性もあります：

- ・海岸通地区や北仲通地区、堀川や大岡川の水際線の歩行者空間が整備されると、水際の歩行者ネットワークが完成し、回遊性が大きく向上します。

■目標：通りごとの特性を考え、四季折々の潤いを感じる緑の演出や、港を身近に感じる空間の演出を行う。

- 公共空間の緑を補完し、更なる魅力アップを実現できるよう、敷地内を積極的に緑化しましょう。
- 快適な都心居住・就業のための環境づくりを実現するため、緑化面積を増やしましょう。
- 港、河川への親水性を向上させ、水際線の歩行者空間ネットワークを形成しましょう。

■得られる効果

- ・四季を感じる緑や草花により、通り毎の特色を創出し、観光客や都心居住者、就業者の移動や回遊をサポートします。
- ・港、内水域、大棧橋、みなとみらい21中央地区、新港地区、山下公園などにつながる水際空間の整備により、ミナト横濱の魅力を感じられる空間を結びネットワークが完成することで、ミナト横濱としての個性も強化されます。
- ・都市の緑化を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。

関連する制度
・屋上緑化等助成事業



■ 行為指針の達成に向けた考え方

(1) 敷地内の緑化

① 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールで緑を創出する。

- 植栽帯を設ける場合、歩行者空間の連続性や歩行者の流れを阻害しないように、配置・規模を工夫する
- 高木、中木、低木、地被類を組合せるなど、多様な手法で、公共空間の緑と一体的に敷地内緑化を行うよう工夫する。
- 高木・中木を敷地内に植樹する際には、成長を阻害しないように、公共空間の街路樹との樹木間距離に配慮し、配置を工夫する。



〈日本大通〉
高木、中木、低木、地被類等多様なスケールで敷地内緑化した例

〈本町1丁目〉
小さな空間でも緑化し、緑のネットワークの形成に貢献している例

※関連：行為指針05-(2)-②

② 通りの演出として、店先、壁面や屋上の緑化を心がける。



〈相生町3丁目〉
共同住宅の低層部のバルコニーにおいて草花による四季折々を演出している例
(落下防止などの安全対策を施してください)

〈長野県小布施町〉
ハンギングバスケット等を用い四季折々を演出している例

〈山下町(山下公園通り)〉
屋上緑化により空間に潤いを創出している例

※関連：行為指針09-(2)-①

(2) 水際の親水性の向上

① 「水際の親水性が求められる部分」では、親水性が向上するように工夫する。

- 水際へ近づける公共的な通路を敷地内に創出するよう工夫する。
- 広場状空地や護岸などにおいて、親水性の高い空間を創出する工夫をする。



〈アメリカ合衆国ミルウォーキー〉

〈海岸通3丁目〉

■これまでの取組

関内地区では、中低層の建築物を主体とした街並みが形成されています。また歴史的建造物の保全・活用に努め、日本大通りに見られるように歴史的建造物に配慮した建築物の形態誘導の成果もあり、これらの街並みが、関内らしさを生み出しています。

■現況

関内地区には、歴史的建造物、その他戦災復興建築や倉庫などの特徴ある建築物が多く存在し、関内地区の街並みに特色を持たせています。また、これらの建築物や港などが見通せる特徴的な街路があります。

しかし、次のような課題が見受けられます：

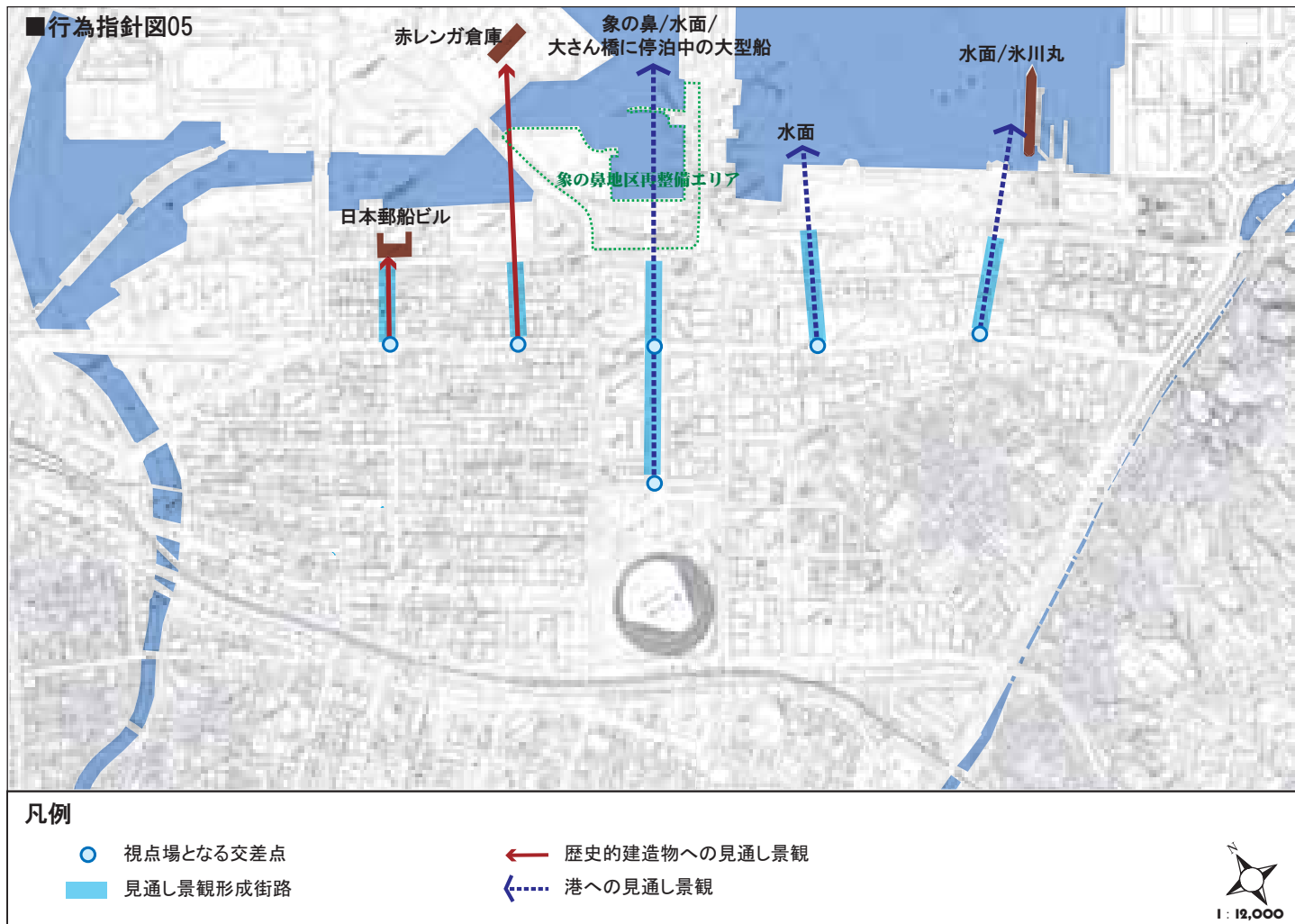
- ・本町通りなどの幹線街路の沿道敷地において、高層の共同住宅が建設されたため、港や山手からの眺望の魅力が低下しています。
- ・倉庫や戦災復興建築など関内地区の都市空間の特色を生み出している建築物が存在していますが、現在空き室が目立っています。
- ・高層の建築物の中には、周囲に比べて大きく敷地内空地を取るなどして壁面位置が揃わず、中低層の建築物を主体とした街並みが崩れ始めています。
- ・これまで業務・商業を中心とした関内地区に住宅が立地することにより、布団や洗濯物が通りに露出されたり、隣棟間隔の確保が不十分で圧迫感のある空間が出現しています。業務・商業・居住が共存できる都市空間の形成が求められます。
- ・通りごとの個性を生かした景観形成が期待されます。

■目標：通りや街区ごとに特色を持つ、関内地区らしい親密な街並みを確保する。

- 建築物の低層部の街並みの連続性を創出しましょう。
- 特色ある街並みを創出している建築物を、修繕、改築、機能転換等により活用し、関内地区の中低層の建築物を主体とした街並みを継承しましょう。
- 業務・商業・居住それぞれの都市活動を育み、かつ共存できるようにしましょう。
- 特徴ある見通し景観の形成など、通りごとに個性を創造しましょう。

■得られる効果

- ・関内地区の中低層の建築物を主体とした街並みの連続性が維持され、個性がより強化されます。
- ・既存の建築物を活用することで、新しい建築物ではつくり出せない魅力や面白さを創出することができます。



■ 行為指針の達成に向けた考え方

(1) 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出

- ① 街並みの連続性を創出するため、建築物の31m以下の部分の形態や意匠を工夫する。



〈東京都千代田区〉

軒線や壁面位置が統一された中層街路型の街並みの例

- ② 歩行者が親しみを持てる空間を創出するため、低層部と中低層部のファサードを分節する。



〈太田町4丁目〉

低層部と中低層部の素材を変え、ファサードを分節することで、歩行者が親しみをもてる空間を創出した例

- ③ 関内地区にふさわしくない色使いは避ける。

- 原則として建築物及び工作物の色彩は、彩度4以下とし、金色、蛍光色は用いない。ただし、建築物の外壁の一部に用いるもので建築物全体の形態意匠と調和している場合や、レンガなどの地区の個性にあった素材を用いるもので周辺の景観と調和していると認められる場合は良い。



〈尾上町1丁目〉



〈本町5丁目〉

自動販売機の色彩を街の特性にあわせた例

※地区別ガイドラインで適用除外の規定がある場合を除く。

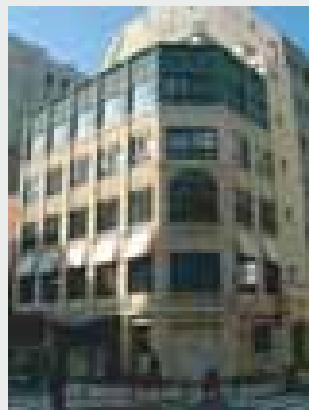
[景観計画(形態意匠1、22)参照]

- ④ 関内地区の街並みに調和する色彩を用いる。

- 原則として建築物の色彩は、BG、B、PB、P、RP以外の色相又は無彩色を基調とする。ただし、建築物の外壁の一部に用いるもので建築物全体の形態意匠と調和している場合や、レンガなどの地区の個性にあった素材を用いるもので周辺の景観と調和していると認められる場合は良い。
- 建築物の色彩に蛍光色は用いない。

[景観計画(形態意匠1)参照]

- ⑤ 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。



〈常盤町 丁目〉

- ⑥ 壁面に取り付ける照明器具は、光量を適度なものとし、落ち着いた照明となるよう工夫する。

- 外壁に内照式の照明器具を使用する際は、大きさを小さくするなど、夜の街並みに溶け込む工夫をする。

(2) 親密な空間の創出

- ① 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。



<山下町>

- ② 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。



<山下町(大さん橋通り)>

※関連: 行為指針04-(1)-①

(3) 賑わいの連続性の創出

- ① 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないように配置、デザインする。

※再掲: 行為指針02-(2)-②

- ② 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

※再掲: 行為指針02-(2)-③

- ③ 商業・業務用途を設ける場合、短時間利用のための駐輪スペースを確保する。
また、賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。

※再掲: 行為指針02-(2)-④

- ④ 建築物の低層部に賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。

※関連: 行為指針02-(1)-①

- ⑤ 低層部に商業用途を設ける場合、室内の様子がうかがえる形態意匠とする。

※再掲: 行為指針02-(1)-②

- ⑥ 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

※再掲: 行為指針02-(1)-③

(4) 関内地区にふさわしい共同住宅を創る

① 住宅用途を設ける場合、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。

- ファサードの開口部やバルコニーのデザインは、主に業務ビルで構成される関内地区の街並みと調和させる。
- インナーバルコニーなどの工夫により、洗濯物や布団、空調設備などが通りに露出しないようにする。
- 住環境やプライバシーを守るために、開口部の防音、位置等の工夫をする。
- 一階部分に住戸を配置しないよう工夫する。



インナーバルコニー

〈弁天通3丁目〉

[景観計画(形態意匠27,28)参照]

※関連: 行為指針07-(2)-③
行為指針08-(1)-③

② 住宅用途を設ける場合、賑わいを分断しないようにするため、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

※再掲: 行為指針02-(2)-①

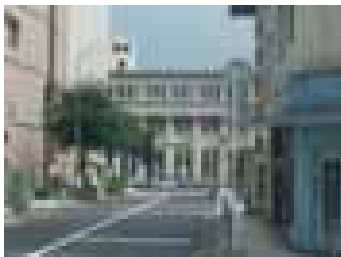
[景観計画(形態意匠4,14)参照]

③ 住宅用途を設ける場合、高さが31mを超えるものは、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

※関連: 行為指針07-(2)-④

(5) 本町通りから歴史的建造物や港への見通し景観の演出による通りの個性の創出

※ 日本大通り地区及び象の鼻地区においては、日本大通り地区ガイドライン及び象の鼻地区再整備計画に適合すること。



〈日本郵船ビルへの見通し景観〉



〈赤レンガ倉庫への見通し景観〉



〈水面への見通し景観〉



〈氷川丸への見通し景観〉

① 眺望対象への見通しを阻害しないように建築物や工作物、植栽等を配置する。

- 見通し景観上では、眺望対象への見通しを阻害しないように建築物や工作物、植栽等の配置を工夫する。



〈赤レンガ倉庫への見通し景観イメージ〉

② 眺望対象に対して、周辺の建築物の色彩等の対比を明確にする。

- 「見通し景観形成街路」に面する建築物の低層部は、眺望対象となる歴史的建造物と同調しないようにする。
 - ・日本郵船ビル[2.5Y/8/1]への「見通し景観形成街路」
→建築物の明度7以下かつ彩度4以下とする。
 - ・赤レンガ倉庫[7.5R/5/8]への「見通し景観形成街路」
→建築物の彩度4以下とする。

[景観計画(形態意匠20,24)参照]

③ 眺望対象が引き立つような形態意匠とする。

- 「見通し景観形成街路」の沿道の建築物の壁面後退をするなど、眺望対象が望める視界を大きくするよう工夫する。
- 「見通し景観形成街路」の沿道の建築物の形態意匠は、眺望対象に視線を誘導するよう、軒線を揃えるなど、横線を強調した形態意匠となるよう工夫する。

④ 夜間の見通しを演出する。

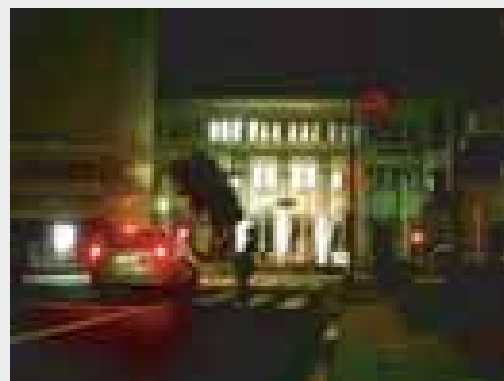
- 見通し景観の眺望対象となる歴史的建造物のライトアップを引き立てるため、「見通し景観形成街路」に面する位置においては、ライトアップは行わない。

[景観計画(特定照明1)参照]

(5) 本町通りから歴史的建造物や港への見通し景観の演出による通りの個性の創出

⑤ 夜間の見通しを演出する。

- 「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する照明は、光源が直接見えないう工夫する。
- 「見通し景観形成街路」に面する位置においては、歴史的建造物に対するライトアップ照明と調和する照明とするなど工夫する。
- 「見通し景観形成街路」に面する位置においては、過度な照明はせず、漏れ光が少なくなるよう工夫する。



<日本郵船ビルへの見通し景観 | 本町通り>

⑥ 見通し景観を魅力的に演出するよう、屋外広告物をデザインする。

※関連：地区別ガイドラインの広告物に関する規定及び行為指針10

⑦ 本町通りから歴史的建造物や港への見通しを楽しめる空間を創出する。

- 「見通し景観形成街路」と本町通りとの交差点に位置する敷地において、見通し景観を楽しめる空間を創出するなど工夫をする。

⑧ 見通し景観を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間をデザインする。

※関連：景観重要公共施設ガイドライン

■これまでの取組

横浜には開港の歴史を伝える多くの歴史的建造物、土木遺構、史跡、古木などが残っています。「横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱」や「横浜市文化財保護条例」などの運用を通じ、これらの歴史的建造物は、全面保存（横浜市開港記念会館など）、外壁保存（日本興亜馬車道ビル）、一部保存の上での増築（横浜情報文化センター）、イメージ復元（横浜第二合同庁舎）など様々な方法で保全され、現在でも活用されています。

歴史的建造物の周辺の敷地においても、日本大通りや山下公園通りの地区計画、馬車道のまちづくり協定、街づくり協議指針の運用を通じ、歴史的建造物の形態意匠に配慮した街並みの形成に努力してきました。また、歴史的建造物や土木遺構など関内地区の景観上重要な建造物などの「ライトアップ事業」や、重要文化財の周辺での屋外広告物の設置の禁止（屋外広告物条例）により、歴史的建造物を引き立てるための取組みも行われています。

さらに歴史的建造物についての案内板の設置や、関内地区に数多く存在する史跡に、「～発祥の地」といった碑文を設置するという取組みによって、関内地区の歴史や物語の発信にも取り組んでいます。

■現況

一般的に歴史的建造物には、①高い階高、②現在では再現が難しいレリーフなどの意匠、③周囲の環境になじんだ外観の素材など、新しい建築物にはない魅力があります。現在でも既存の用途のまま使い続けられている歴史的建造物もあれば、当初とは異なる用途に転用して使い続けられているものもあります。近年では歴史的建造物の意匠の魅力と、機能転換した新しい用途との融合により、新しい魅力を創出した歴史的建造物もあります。

しかし、次のような課題も見受けられます：

- ・歴史的建造物の老朽化、設備など必要な機能の不足などにより、近年取り壊される歴史的建造物が多くなっています。
- ・歴史的建造物など景観上重要な建築物等の周辺で建築物を建てる際、形態意匠上の配慮がない建物が見受けられます。

■目標：本町通りや日本大通りを軸に、開港の歴史が身近に感じられる個性的な街並みを形成する。

- 歴史的建造物の保全・活用を図り、関内地区らしい歴史的な街並みを保全しましょう。
- 歴史的建造物の形態意匠との調和が求められる敷地では、建築物のデザインを工夫し、歴史的な街並みの連続性を創出しましょう。
- 開港の歴史を発信していきましょう。

関連する制度	
・文化財保護法、条例	・歴史を生かしたまちづくり要綱
・日本大通り用途誘導地区計画	・山下公園通り地区地区計画
・北仲通北地区地区計画	・北仲通南地区地区計画
・山下町本町通り地区地区計画(案)	・馬車道まちづくり協定
・横浜中華街街づくり協定	・ライトアップ事業

■得られる効果

- ・関内地区の歴史を継承することで、関内地区を舞台とした活動・生活などについての人々の記憶を喚起させ、より多くの人々が、まちに愛着をもち、まちを大切にすることが期待されます。
- ・まちなかの景観上重要な建築物などが引き立つことにより、まちのわかりやすさが向上します。

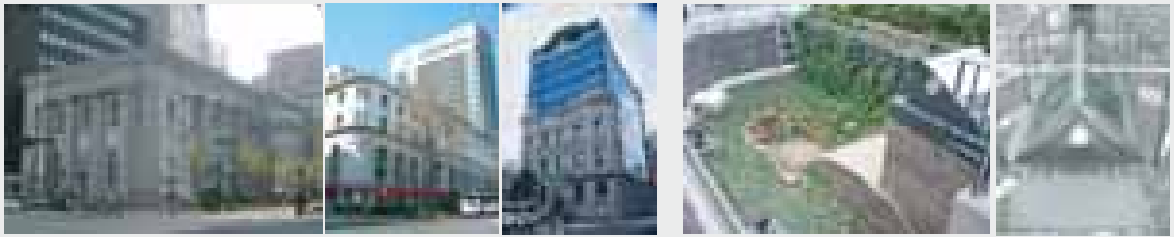


■ 行為指針の達成に向けた考え方

(1) 歴史的建造物等の保全活用

① 歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。

- 改修したり機能転換するなど、歴史的建造物等を活かす工夫をする



〈本町4丁目〉

〈山下町(山下公園通り)〉

〈弁天通り5丁目〉

〈日本大通〉

〈日本大通〉

歴史的建造物を保全し活用している例

土木遺構を保全し演出している例

(2) 歴史的建造物等を引き立たせる工夫 ※行為指針図06の「歴史的景観を形成する部分」においては、①～③を達成してください。

① 歴史的建造物と同敷地内に増築する際、歴史的建造物が引き立つようにデザインする。

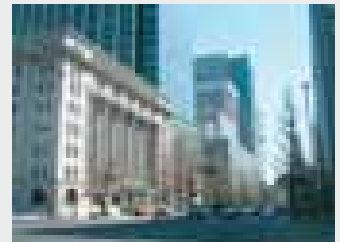
- 高層棟を増築する場合、歴史的建造物より高層部の壁面後退により、歴史的建造物を引き立てるよう工夫する。



〈日本大通〉

② 「歴史的景観の形成を目指す部分」に当たる建築物の形態意匠は、歴史的建造物と調和させる。

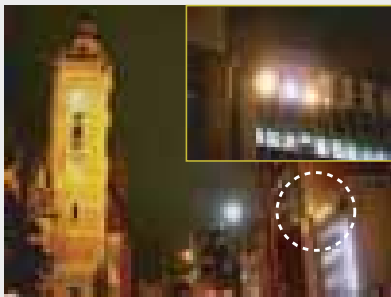
- 壁面位置、軒高、ボリューム、低層部の高さなど建築物の形態(スケール感)を、歴史的建造物に調和させる工夫をする。ただし、単純に模倣するなど安易にデザインしない。



〈東京都千代田区〉

③ 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。

- 歴史的建造物に隣接する敷地内に投光器を設置するなど、ライトアップに協力する。
- ライトアップしている歴史的建造物の周辺や、行為指針図06で示す「歴史的界隈形成エリア」内では、建築物の外部の照明は落ち着いたものとする(ライトアップはしない)。



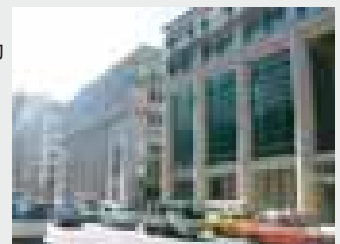
〈本町1丁目〉
歴史的建造物に隣接する敷地内に投光器を設置した例

※関連: 行為指針05-(1)-⑥
行為指針09-(3)-⑤

[景観計画(特定照明2)参照]

《同調的な調和》

歴史的建造物の周辺の建築物の意匠は、歴史的建造物に用いられているスケール感や素材など意匠の特徴(デザイン・ポキャブラリー)を効果的に利用し、街並みの連続性を創出した例



〈東京都中央区〉

《対比的な調和》

建築物の低層部の高さを歴史的建造物に揃えつつ、対比的な素材やファサードの構成を用いて、歴史的建造物を引き立つように工夫した例



〈東京都千代田区〉

(3) 開港の歴史の発信

① 敷地の持つ歴史や物語を表現する。



〈日本大通〉
敷地内に放置されていた大砲を展示している例



〈日本大通〉
敷地の持つ歴史を紹介する石碑を設置している例

この資料の内容は検討段階のものであり確定したものではありません。

■これまでの取組

関内地区は、中低層の建築物を主体とした街並みが形成されていました。また、北仲通北地区地区計画、北仲通南地区再開発地区計画、日本大通り用途誘導地区地区計画、山下公園通り地区地区計画、山下公園及び日本大通り周辺地区街づくり協議指針、馬車道まちづくり協定で、高さに関する規定を設け、街並みの保全・創出に取り組んできました。山下公園通り地区地区計画では、高さが31mを超える建築物を計画する場合、一定の条件を課すことで、街並みに対する貢献を求めています。日本大通り地区では、高層部の壁面後退を地区計画で定め、圧迫感のない空間の創出に努めてきました。

2006年4月に、最低限高度地区が廃止され、高度地区と「横浜市市街地環境設計制度」により、高さ31mを基本とした街並み形成が進められています。

■現況

関内地区に高層の建築物が多く出現したため、関内地区の特徴である中低層の建築物を主体とした街並みの連続性が崩れ始めており、また、港や山手の丘の視点場からの眺望が阻害され、関内地区の魅力が失われつつあります。建築物の高さが31mを超える場合、視点場からの見え方、歩行者空間からの視点への配慮が求められます。

■目標: 活発な都市活動と親密な空間の保全を両立させ、魅力ある街並みを形成する。

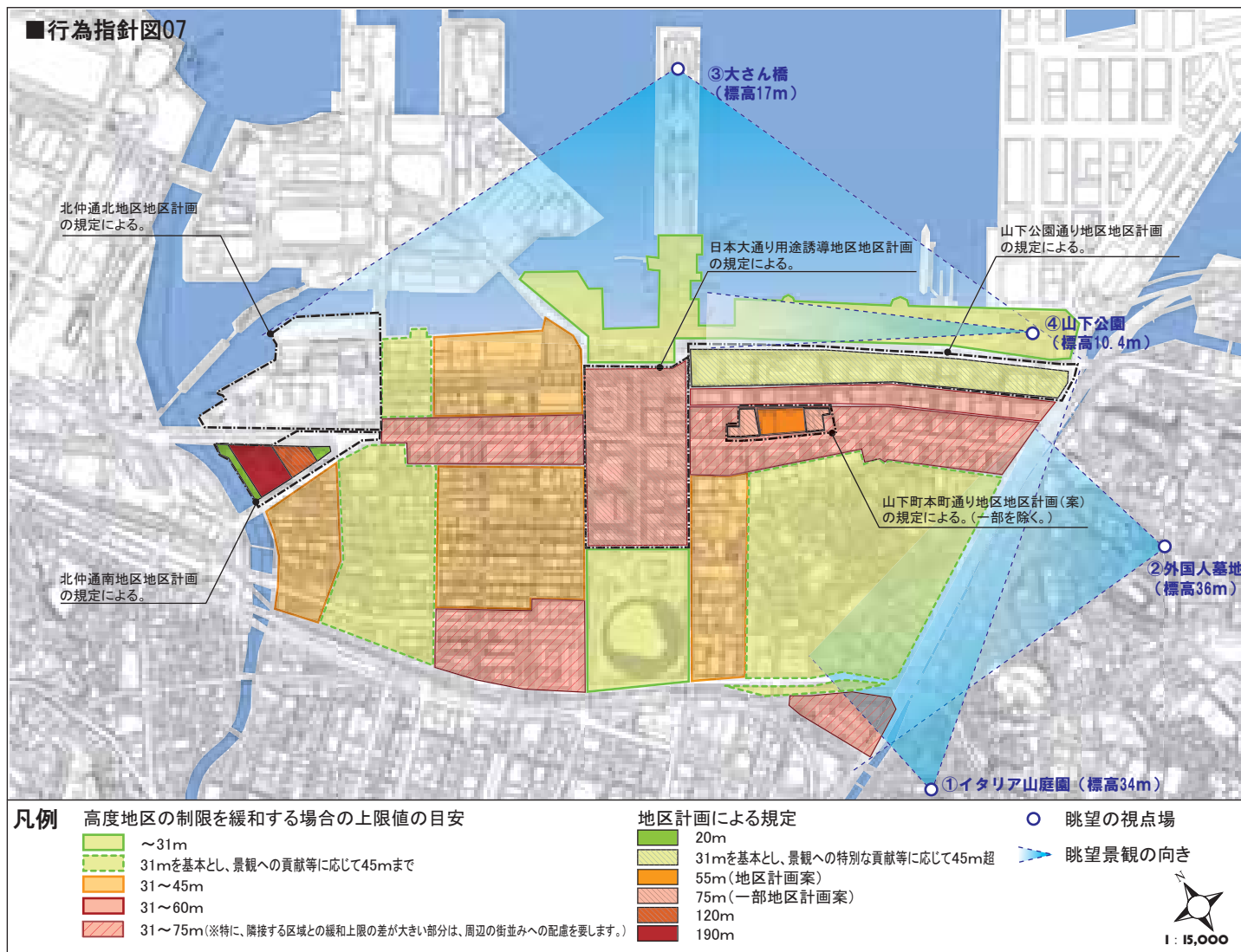
- 建築物の高さは31～45mを基本とします。
- 高さが31mを超える中層、高層の建築物を建てる場合は、関内地区の特徴である中低層の建築物を主体とした街並みを維持するように工夫し、圧迫感のない歩行者空間を形成しましょう。
- 高層部の形態意匠を工夫することで、視点場からの魅力的な眺望景観を演出しましょう。

■得られる効果

- ・圧迫感のない歩行者空間の形成により、歩いて楽しいまちとなります。
- ・眺望景観の保全・創造により、ミナト横濱の個性が強化されます。
- ・魅力ある眺望景観を創出することで、視点場を巡る回遊を誘発し、来街者の増加が期待されます。

関内地区の都市計画(高度地区)による建築物の最高高さは31mとなります。

※下図は、都市景観形成への貢献度に応じて、高度地区の制限を緩和する場合の上限値の目安を示しています。

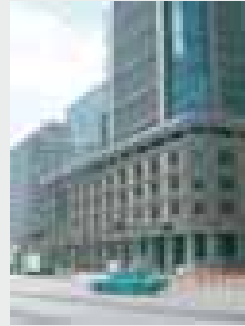


■行為指針の達成に向けた考え方

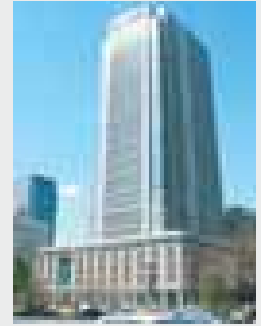
(1) 高さ31mを超える建築物による歩行者への圧迫感の軽減

① 街並みにおける建築物の圧迫感を軽減するため、分節化するなど高層部の形態を工夫する。

- 建築物の高さの概ね31mの部分で、ファサードを分節する。



〈東京都千代田区〉
建築物の高さ31m以上の部分の壁面を後退させデザインを分節した例



〈東京都千代田区〉
建築物の高さ31m以上の部分をスリムなタワー状とし、ファサードは縦のラインを強調するデザインとした例

[景観計画(形態意匠26)参照]

(2) 高さ31mを超える建築物による眺望景観の演出 ※眺望の視点場からのモンタージュの作成が必要となります。

① 視点場からの眺望を保全・創造するよう、建築物を配置する。

- 港からの見付面積を小さくするため、塔状又は港に対して直角方向に長い長方形の平面とする。
- 壁面は山下公園通り、海岸通りに対して、概ね直角又は平行とする。



〈山下町(山下公園通り)〉

※関連: 行為指針08-(1)-① [景観計画(形態意匠2, 2)参照]

② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物の頭頂部のデザインを工夫する。

- 高さが31m超の建築物は、屋上設備や工作物等を遮蔽する。
- 高さが45m超の建築物は、屋上設備や工作物等を遮蔽し、頭頂部のデザインを特徴づける。



〈日本大通〉
建築物の頭頂部を屋上設備等と一体的にデザインした例



〈みなとみらい21地区〉
工作物等のデザインにより特徴ある頭頂部を演出した例

※関連: 行為指針08-(1)-② [景観計画(形態意匠, 4,)参照]

③ 関内地区の街並みに調和するよう、建築物の中層部、高層部の意匠を工夫する。

- 中層部、高層部の色彩の明度は7以上、彩度は4以下とする。
- 住宅用途を設ける場合、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。



〈日本大通〉

※関連: 行為指針05-(4)-①
行為指針08-(1)-③ [景観計画(形態意匠1, 25, 2, 2)参照]

④ 隣接する区域との高さ制限の緩和上限の差が大きい部分は、周辺の街並みに調和するよう配慮する。

⑤ 圧迫感のない街並みを形成するため、高さが31mを超える中層、高層の住宅は、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

※関連: 行為指針05-(4)-③

■これまでの取組

関内地区とその周辺には、山手の丘からの眺望景観や、大さん橋、新港地区等の水際からの関内地区側への眺望景観、まちなかから港への見通し景観、まちなかから山手への見通し景観が存在します。これらの眺望景観は、「ミナト横濱」を特徴付けるものとなっています。

横浜市ではこのような眺望景観を守るために、「街づくり協議指針」や「横浜市山手地区景観風致保全要綱」、最近では地区計画により、建物高さや壁面位置等の誘導を行ってきました。

また、日本大通りや赤レンガパークなどから神奈川県庁本庁舎（キングの塔）/横浜税関本関庁舎（クイーンの塔）/横浜市開港記念会館（ジャックの塔）が見える位置には、プレートが埋め込まれ、視点場の演出にも取り組んでいます。

■現況

次のような課題が見受けられます：

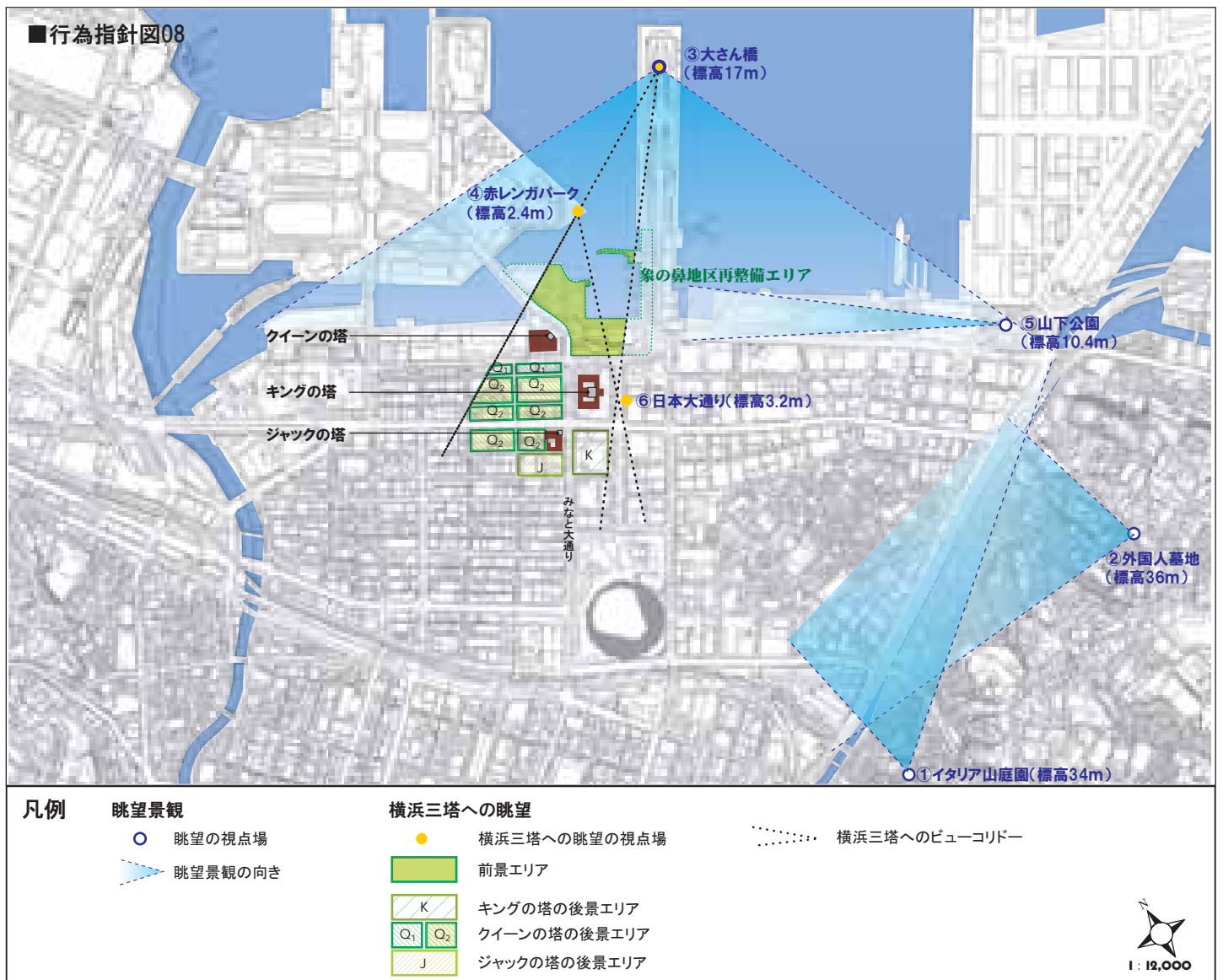
- ・近年は多くの高層の建築物が建設され、視点場から眺望対象が見えなくなり、眺望の魅力が失われつつあります。
- ・彩度の高い色を用いた建物や、向きが不揃いな建物があることにより、街並みが混乱し、眺望の魅力を低下させています。

■目標：ミナト横濱の地勢を生かした、関内地区の特徴的な眺望を保全または創出する。

- 視点場からの魅力的な眺望景観を創造しましょう。
- 港から横浜三塔への魅力的な眺望景観を形成しましょう。
- 眺望対象の前景・後景に該当する建築物は、高層部の色彩や形態等に特に配慮し、眺望の魅力づくりに貢献しましょう。

■得られる効果

- ・都市構造や歴史的建造物等の関内地区固有の資源を強調する眺望景観を保全することで、ミナト横濱の個性が強化されます。
- ・魅力ある眺望景観を創出することで、視点場を巡る回遊を誘発し、来街者の増加が期待されます。



■ 行為指針の達成に向けた考え方

(1) 眺望景観の演出



＜大さん橋からの眺望景観＞



＜外国人墓地からの眺望景観＞

① 眺望景観の魅力を高めるため、建築物の高さや幅等の形態を工夫する。

- 海岸通り又は山下公園通りに接する壁面は、山下公園通り、海岸通りに対して、概ね直角又は平行とする。



＜山下町(山下公園通り)＞

※関連：行為指針07-(2)-① [景観計画(形態意匠 2)参照]

② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

- 高さが31m超の建築物は、屋上設備や工作物等を遮蔽する。
- 高さが45m超の建築物は、屋上設備や工作物等を遮蔽し、頭頂部のデザインを特徴づける。



＜日本大通＞

建築物の頭頂部を屋上設備等と一体的にデザインした例



＜みなとみらい21地区＞

工作物等のデザインにより特徴ある頭頂部を演出した例

※再掲：行為指針07-(2)-② [景観計画(形態意匠 4, 5)参照]

③ 関内地区の街並みに調和するよう、建築物の中層部、高層部の意匠を工夫する。

- 中層部、高層部の色彩の明度は7以上、彩度は4以下とする。
- 住宅用途を設ける場合、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。



＜日本大通＞

※関連：行為指針05-(4)-①
行為指針07-(2)-③ [景観計画(形態意匠1,25,2,2)参照]

④ 秩序ある広告景観を創出する。

※関連：行為指針10 及び 地区別ガイドライン

(2) 横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出



<横浜三塔を一望する眺望 | 視点場: 大さん橋>

■前景エリア

眺望対象の前景となる建築物は、視点場から眺望対象が望める高さや形態とし、港からの眺望景観や歴史的景観と調和する意匠とする。

① 前景エリアの建築物又は工作物は、眺望対象を望める形態意匠とする。

- 建築物等の高さを低層とすることや、形態を工夫することにより、視点場から眺望対象が望めるようにする。

[景観計画(形態意匠 1)参照]

② 前景エリアの建築物又は工作物は、頭頂部のデザインを工夫する。

- 建築物の屋上部においては、設備は目立たないよう遮蔽し、塔屋は独立させずに建物と一体的にデザインする。

※関連: 行為指針08-(1)-② [景観計画(形態意匠 5, 6,)参照]

③ 前景エリアの建築物又は工作物は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和する意匠にする。

- 建築物の色彩の彩度は4以下とする。

※関連: 行為指針05-(1)-③ [景観計画(形態意匠1, 22)参照]

④ 前景エリアの建築物又は工作物は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和する意匠にする。

- 歴史的界隈の街並みや横浜三塔の壁面と同調するよう、建築物の基調色に色相Y/YR/R系の色調を用いるよう工夫する。
- 横浜三塔を引き立たせ、対比的に調和するよう、ガラスなど軽量感のある素材を用いたり、屋上緑化するなど工夫する。

■後景エリア

眺望対象と同調しない形態意匠とするなど、眺望対象が引き立つような工夫が求められる。

④~⑦の基準に適合すること。ただし、行為指針08のQ2の敷地(みなと大通りに面する敷地は除く。)においては、建築物の高さ31m以下の部分には、行為指針08の頭頂部のデザイン、色彩、壁面看板に関する規定を適用しない。

⑤ 後景エリアの建築物又は工作物は、頭頂部のデザインを工夫する。

- 建築物の屋上部においては、設備は目立たないよう遮蔽し、塔屋又は工作物は建築物と一体的にデザインする。

[景観計画(形態意匠 5, 6,)参照]

⑥ 後景エリアの建築物又は工作物には、眺望対象と同調する色彩は用いない。

《建築物の15m以上の部分の基調色》

- キングの塔の後景: 色相Y・YR・R系とし、明度8以上かつ彩度2以下とする。
- クイーンの塔の後景: 色相Y・YR・R系とし、明度6又は7かつ彩度4以下とする。
- ジャックの塔の後景: 色相Y・YR・R系とし、明度7以上かつ彩度4以下とする。

[景観計画(形態意匠21,25)参照]

⑦ 後景エリアの建築物又は工作物には、眺望対象が引き立つ色彩を用いる。

- 建築物の15m以上の部分の基調色に、Y・YR・R系の色相を用いるよう工夫する。

⑧ 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するため、秩序ある広告景観を形成する。

- 屋上看板は設置しない。ただし、自己用で港及び日本大通りに向けて設置せず、港からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない場合には、この限りでない。
- 上端の高さが15mを超える壁面看板は、大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向けて設置しない。ただし、高さ15mを超える部分において、建築物の名称を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)については、この限りでない。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)は、建築物の外壁(外壁の色彩がマンセル表色系で彩度4を超えるものは除く。)と同色又はマンセル表色系で彩度4以下とする。ただし、壁面看板の広告面の背景色(地の色)について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- みなと大通りに面する位置に設置する上端の高さが15mを超える袖看板は、広告面を港に向けて設置しない。
- みなと大通りに面する位置に設置する袖看板の広告面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で無彩色とする。

※関連: 行為指針10及び地区別ガイドライン

《色彩現況》

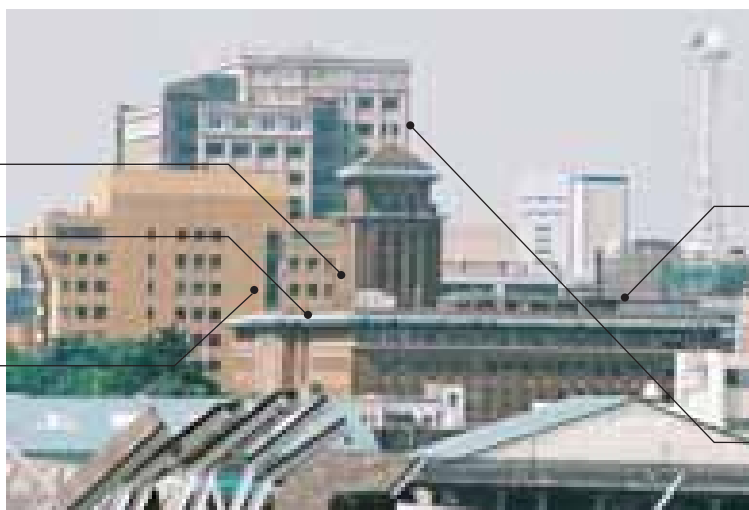
■神奈川県庁本庁舎(キングの塔)

眺望対象

- スクラッチタイル:
7.5YR/明度6/彩度5
7.5YR/明度5/彩度3
- 緑青:
10G/明度7/彩度3

後景

- 横浜地方検察庁:
10YR/明度8/彩度8



後景

- 東京電力: 明度N9.0
- 横浜地方裁判所(4階以上):
2.5Y/明度9/彩度2

■横浜税関本関庁舎(クイーンの塔)

眺望対象

- ドーム: 10G/明度7/彩度4
- 壁面: 2.5Y/明度9/彩度2

後景

- 壁面:
2.5B/明度3/彩度3
- 県庁新庁舎:
2.5Y/明度8/彩度2
- JA: 5Y/明度9/彩度1



後景

- 増築部: 明度N9.0
- 増築部:
2.5GY/明度6/彩度1

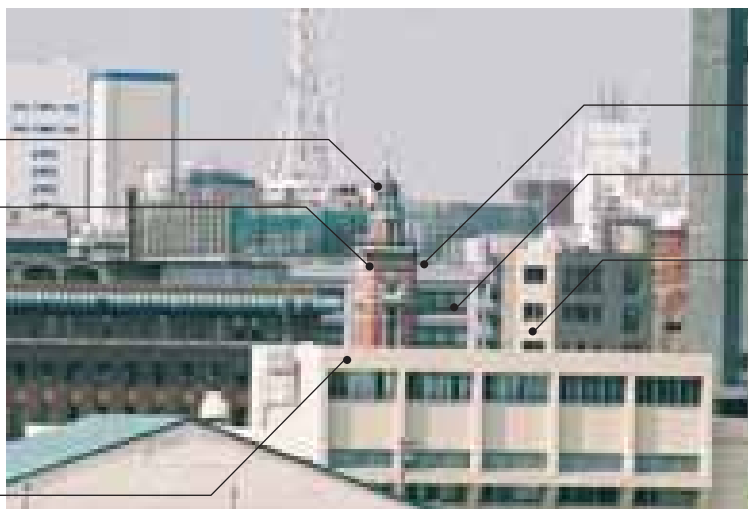
■横浜市開港記念会館(ジャックの塔)

眺望対象

- ドーム/屋根:
10G/明度3/彩度2
- レンガ:
10R/明度5及び6/彩度8

前景

- 横浜税関分庁舎:
5Y/明度9/彩度2



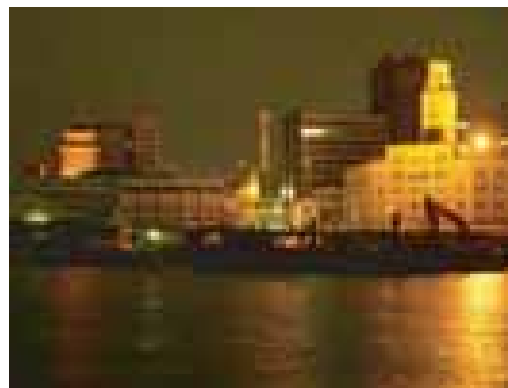
後景

- 東京電力: 明度N9.0
- 東京電力:
2.5R/明度6/彩度3
- 保土ヶ谷工業ビル:
7.5Y/明度9/彩度1

■これまでの取組

横浜市はこれまで、歴史的建造物等へのライトアップや、山下公園において港町のイメージを喚起するファニチャーを設置するなど、関内地区がもつ開港以来の歴史や文化、敷地や街並みの特性を活かしながら、景観的魅力の向上に努めてきました。

また、新たな取組みとして、歴史的建造物や港の風景などの開港都市特有の資源を活かしながら、文化芸術に代表される創造的な活動の積極的な誘導により、まちの魅力を高め、都市の活性化、横浜経済の発展を図り、市民が豊かな都市文化を構築し享受する、「文化芸術創造都市構想」の実現に取り組んでいます。文化芸術創造活動の場として歴史的建造物を活用する取組みが行われています。



〈横浜三塔のライトアップ | 視点場: 大さん橋〉

■現況

関内地区には、新たな景観的魅力の創出につながる、次のような潜在性があります：

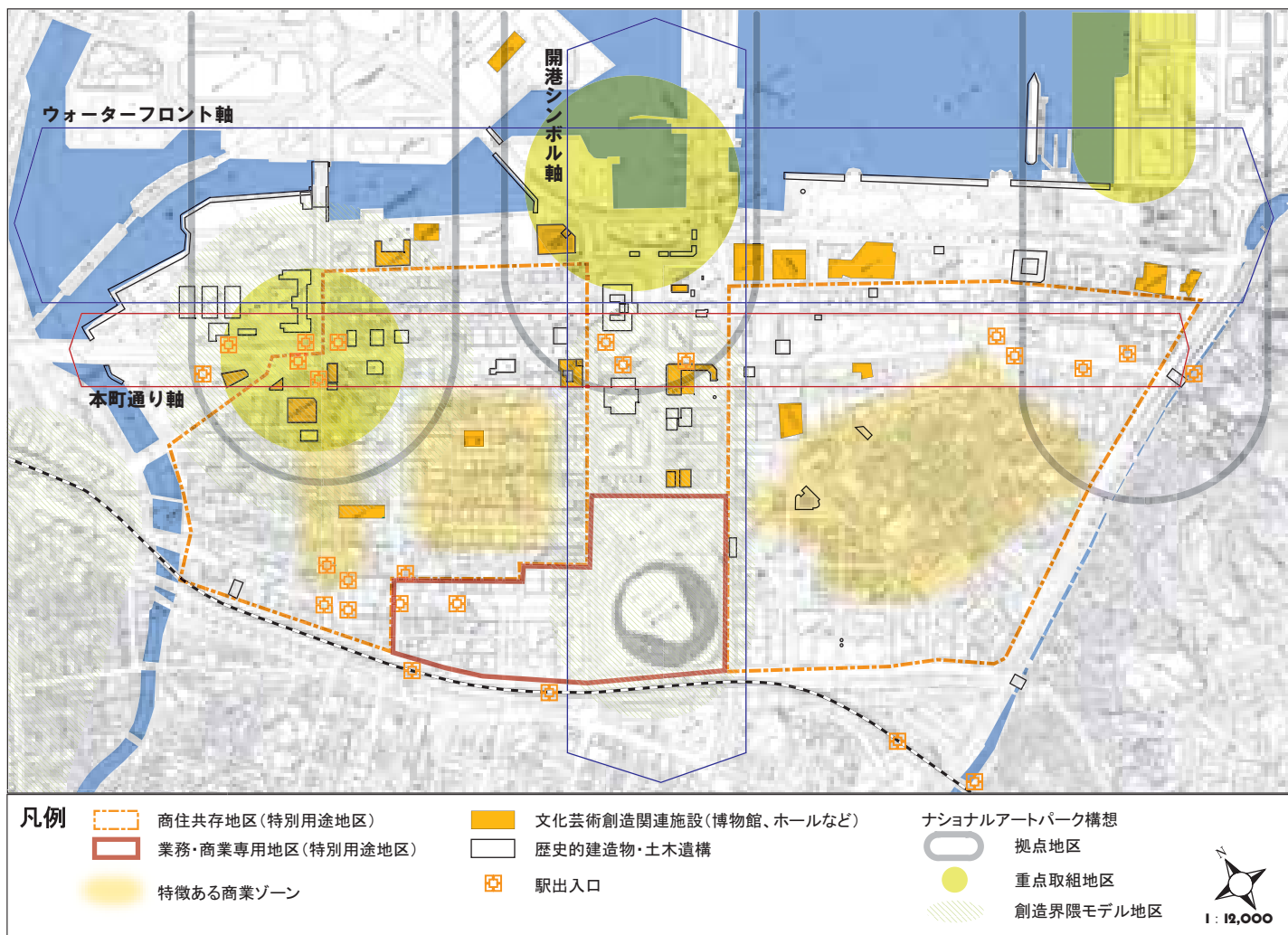
- ・関内地区の街並みを特徴づける建築物や倉庫が多く存在しており、文化芸術創造活動の場として活用されることが期待されます。

■目標: 関内地区の新しい魅力を創造する。

- 魅力ある都市活動を生み出す、新たな用途の誘導や、新しい空間価値の創出を行う。
- 歴史的建造物や倉庫などを活かし、新しい文化芸術創造活動の場、発信の場を創出しましょう。
- 地区や通り毎に、個性のある景観を創り出しましょう。

■得られる効果

- ・創造境界の形成に貢献し、文化芸術創造都市構想が推進され、新たな文化を育み、都心の活力が活性化されます。
- ・開港の歴史や文化の集積を活かしながら新たな文化を生み出す“OLD&NEW関内”としての個性が強化され、集客力が向上します。



■ 行為指針の達成に向けた考え方

(1) 文化芸術創造活動の奨励

① 新たな用途を誘導したり、新しい空間価値の創造を図る。

- 新たな用途を導入するなど、都心臨海部に魅力と活力を生み出す工夫をする。
- デザイン・コンペティションを開催するなど、新しい空間価値の創造を図る工夫をする。



〈海岸通3丁目〉

建物内において文化芸術創造活動をしている例



〈海岸通3丁目〉

街角において文化芸術創造活動をしている例



〈山下町(中華街)〉

ものづくりの様子を見せるよう店頭をデザインしている例

② 文化・芸術・創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。

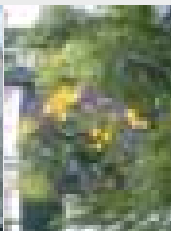
(2) 地区や通りごとの個性の創出

① 地区や通りごとに独自の景観を創造する。

- 地区や通りごとに独自の景観を創造するよう、景観ルールを工夫する。
- まちの構造がわかりやすくなるような工夫をする。



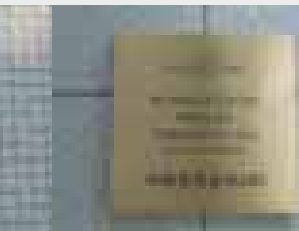
〈尾上町1丁目の街並み〉



〈長野県小布施町〉



〈馬車道〉



〈日本大通〉



〈山下町(中華街)〉

壁面などに共通の色彩を用いたり(写真左)、ハンギングバスケット等を用いて四季折々を演出(写真右)するなどしている例

敷地内に通りの名称の書かれたプレートを設置(写真左)したり、現住所と旧住所の書かれたプレートを壁面に設置(写真中)したり、商店街共通のサインを店頭を設置(写真右)するなどしている例

② 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。



〈日本大通りオープンカフェ〉



〈チューリップアートプロムナード | 元町・山手地区〉

地区や通りごとに、景観まちづくりやイメージアップイベント等を展開している例

■行為指針の達成に向けた考え方

(3) 夜間景観の形成

■遠景

① 視点場からの夜間の眺望景観を魅力的に形成する。

- サーチライトやレーザーは使用しないなど、魅力的な夜間景観を創造するよう工夫する。

② 視点場からの夜間の眺望景観を魅力的にするよう、屋外広告物の照明をデザインする。



〈山下町(山下公園通り)〉
切り文字看板を後方から照射した例

※関連: 行為指針10-(1)-②

③ 夜間の港から横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。

- 行為指針図08に指定する前景及び後景エリアにおいては、横浜三塔へのライトアップの照明が引き立つよう、壁面照度等に配慮するなど工夫する。



〈横浜三塔を一望する眺望 | 視点場: 大さん橋〉

※関連: 行為指針08-(2)

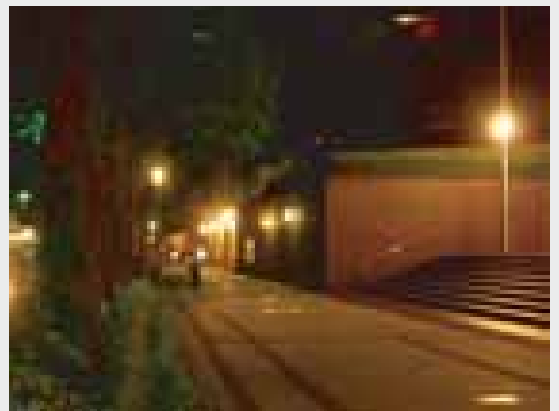
■中景

④ 落ち着いたある夜間の街路景観を形成する。

- 落ち着いたある夜間景観を形成するよう、光源の輝度、路面照度、色温度等に配慮するなど工夫する。



〈山下町〉
路面照度が低く落ち着いた夜間の街路景観を創出している例



〈山下町(山下公園通り)〉
色温度が統一された夜間の街路景観の例

⑤ ライトアップの周囲では、ライトアップと調和した照明環境を創出する。

- 歴史的建造物のライトアップと調和するよう、照明の光源の輝度、路面照度、色温度等に配慮するなど工夫する。
- ライトアップする歴史的建造物の周囲の照明の光源は、直接見せないなど工夫する。



〈山下町(山下公園通り)〉

歴史的建造物のライトアップと調和した照明環境の例

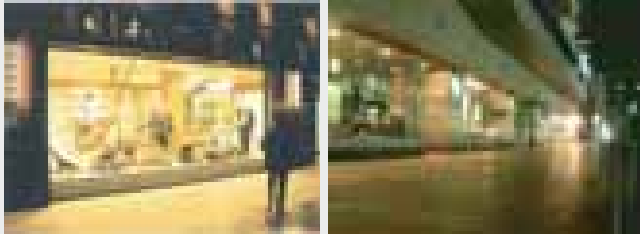
※関連: 行為指針06-(2)-③

■行為指針の達成に向けた考え方

(3) 夜間景観の形成

■近景

⑥ 室内から漏れる光を意識して、ファサードをデザインし、夜の賑わいを創出する。



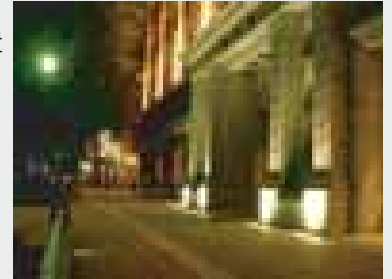
<住吉町4丁目>

<住吉町4丁目>

店舗の閉店後も屋外照明により賑わいを創出している例

⑦ 歩く楽しさを感じられる配置や配光とする。

- 人の目線の高さ以下の位置の照明の配置や配光を工夫する。



<日本大通>

⑧ 広場状空地の特徴に応じて夜間照明をデザインする。

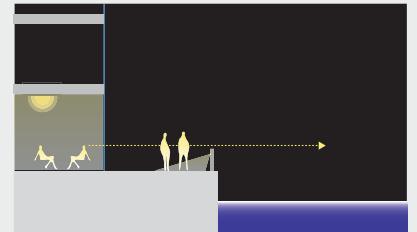


街路側はフットライト中心の配光とすることで、一段上がった屋外テラスから銀杏並木や山下公園への視界に光源が入らないように工夫している例

<山下町(山下公園通り)>

⑨ 水際の夜間景観を演出する。

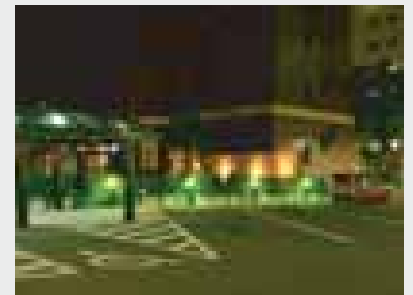
- 水際の建物の室内では照明の明るさを抑え、屋外も足場の照明以外は極力抑えるなどの工夫をする。



⑩ 自動販売機を設置する場合、街並みとの調和に配慮し、照明は最小限にする。

⑪ 地上駐車場には落ち着いた照明を用いる。

- 地上駐車場には、駐車場内の通路に設けるフットライト等に留め過度な照明は用いない、歩道側への漏れ光を最小限にするなど、工夫する。

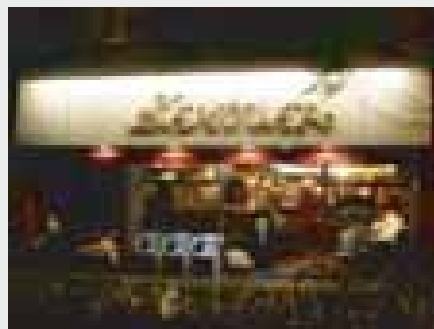


<日本大通>

フットライトを中心とした駐車場の照明の例

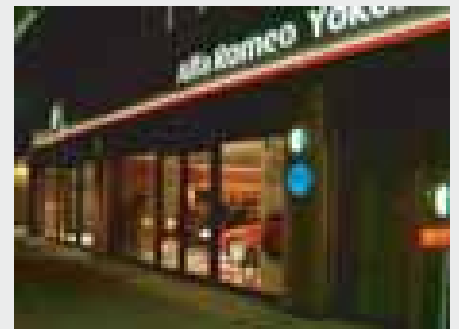
⑫ 夜の広告景観を創出する。

- 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽したり、内照式を用いる場合でも文字等に限定的に用いるなど工夫する。



<太田町5丁目>

外照式の照明を用いた壁面看板の例



<山下町(本町通り)>

文字に限り内照式を用いた壁面看板の例

※関連：行為指針10-(1)-②

■これまでの取組

横浜市では、屋外広告物条例に基づいて屋外広告物の規制を行ってきました。また、山下公園通り地区や日本大通り地区などでは街づくり協議指針や地区計画、馬車道商店街ではまちづくり協定の中で屋外広告物に関する地域のルールを定め、適切な誘導や制限を行ってきました。

公共空間である道路に設置する広告付バス停留所上屋の広告物については、横浜らしい良好な広告物のモデルとなるようにデザインの審査が行われています。

■現況

山下公園通り地区、日本大通り地区では、屋上看板が少ないのが特徴となっています。また、中華街では、個性的な屋外広告物が賑わいを生み出しており、まちの魅力の一つとなっています。

しかし、以下のような課題もあります：

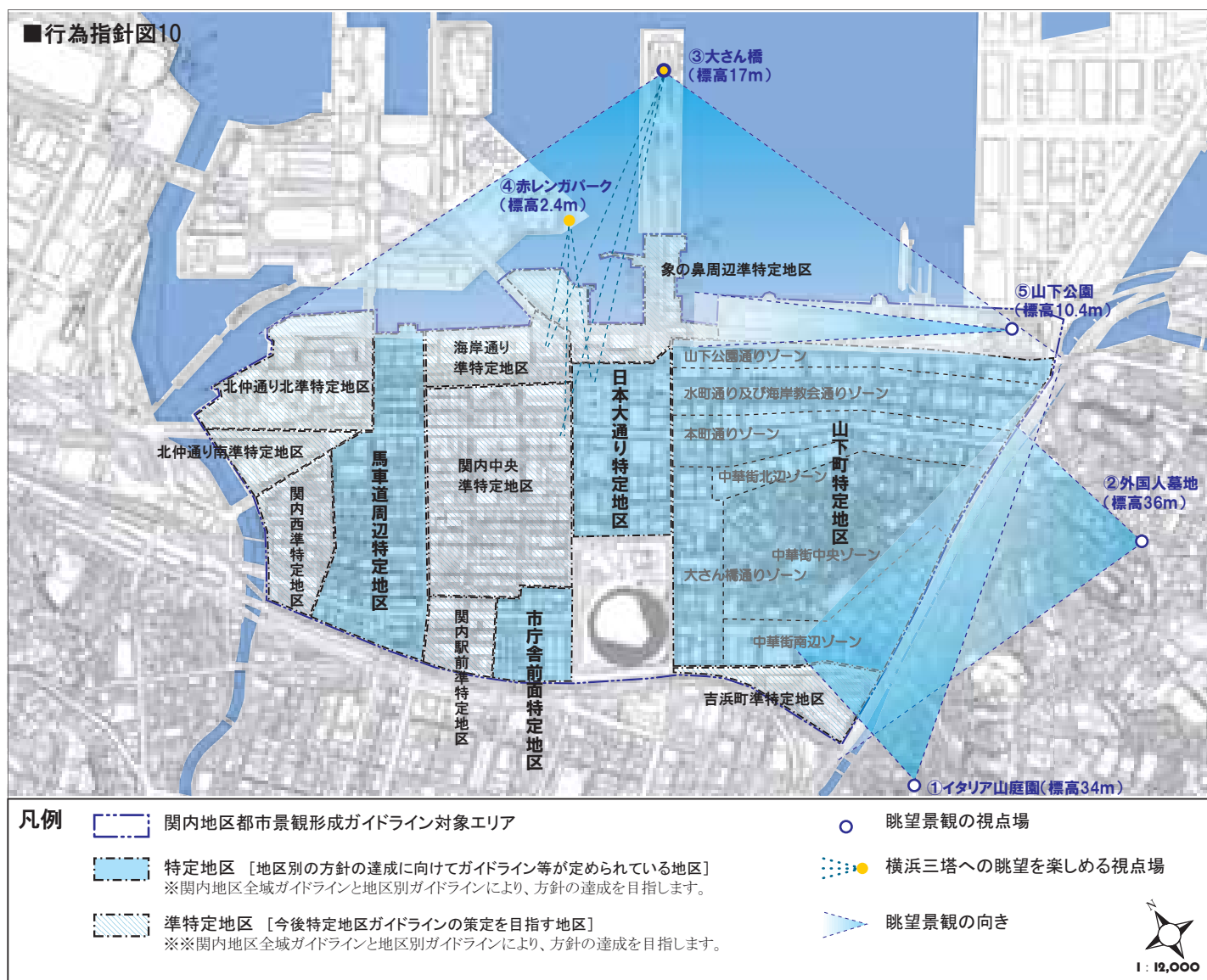
- ・屋上看板が多い地区（横浜公園周辺、関内駅周辺、大岡川周辺）や、原色を多く使った広告物、ネオンを使用した広告物の多い地区（関内駅周辺）など、問題のある広告物が多く存在する地区があり、屋外広告物に関するルールによる適切な誘導が必要です。
- ・まちづくり協定、街づくり協議指針、地区計画などで屋外広告物等についてのルールを定めている地区では、継続して屋外広告物等を誘導し、さらに良好な景観を形成していく必要があります。そのほかの地区では、適切な誘導により、良好な景観を形成する必要があります。

■目標: 景観を阻害する広告物を適切にコントロールし、魅力ある眺望景観、個性ある街路景観を創出する

- 屋外広告物等を適切に誘導し、港や丘などからの眺望景観や街路景観を魅力的に形成しましょう。

■得られる効果

- ・景観に調和する屋外広告物等とすることで、良好な眺望景観や見通し景観が創出され、横浜の顔となる空間を生み出し、快適な歩行者空間が創出されます。それにより来街者が増加します。



■行為指針の達成に向けての考え方

全ての敷地においては、(1) 関内地区共通の制限・誘導事項を遵守すること。

さらに、地区別の制限事項が定められている敷地においては、(2) 地区別の制限事項についても遵守すること。

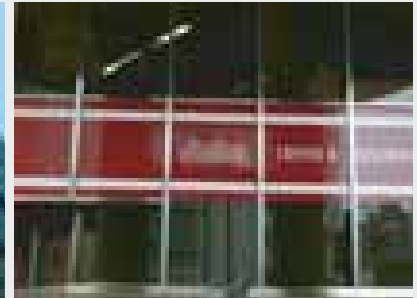
(1) 関内地区共通の制限・誘導事項

① 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するため、秩序ある広告景観を創出する。

- 屋外広告物の広告面の背景色(地の色)には、蛍光色を使用しない。
- 建築物の3階以上の位置、又は地上に設置する場合は高さ5m超の位置に、映像広告を設置しない。ただし、イベント等により掲出が短期間であるものは、この限りでない。



〈山下町(山下公園通り)〉
31mを越える部分の壁面看板の例



〈本町5丁目〉
広告物の背景色を周辺の街並みに配慮した例



〈本町5丁目〉
自動販売機の色彩を街並みの特性にあわせた例



〈山下町(本町通り)〉
面積を最小限にした壁面看板の例



〈日本大通〉
[景観計画(屋外広告物)参照]

② 質の高い広告景観を創造する。

- 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献する場合は、この限りでない。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)には、原色を用いず、街並みに配慮した配色にする。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)と文字の色(図の色)には、補色関係にある二色は用いず、落ち着いた配色にする。



〈尾上町4丁目〉
切り文字看板を後方から照射した例



〈みなとみらい21地区〉
背景色にコーポレートカラーではなく無彩色を用い地域の個性に配慮した壁面看板の例

※関連：行為指針09-(3)-⑫

③ まちの雰囲気を壊すような大きな音などは出さない。

- 屋外でスピーカーを用いて音を出したり、火炎を出したりしないなど、まちの雰囲気を壊さないように工夫する。

